

【タイ】 タイ知的財産局（DIP）、強制実施権に関する特許法改正案に対するパブリックヒアリングについて

2022 年 1 月 27 日  
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ知的財産局（DIP）、強制実施権に関する特許法改正案に対するパブリックヒアリングについてのお知らせです。

タイ知的財産局（DIP）は 2022 年 1 月 18 日、パブリックヒアリングのため強制実施権（CL）に関する特許法改正案 2022 年を局告示 No.23/2565 で公表した。パブリックコメントは 2022 年 1 月 19 日から 2 月 2 日まで受け付ける。公衆は [www.law.go.th](http://www.law.go.th) または DIP ウェブサイト（[www.ipthailand.go.th](http://www.ipthailand.go.th)）のトピック「パブリックヒアリング用改正案」で意見を交換することができる。

特許法（仏暦 2522 年）の改正点は以下の通りである。

1. 強制実施権（CL）に関する規定をより明確にするために改正（第 48 条を削除し、第 49 条、第 50 条、第 50 条の 2、第 51 条を改正し、第 50 条／1、51 条／1 を追加）
2. TRIPS 協定（Protocol Amending the TRIPS Agreement）に基づき、医薬品の輸出に関する強制実施権（CL）の規定を追加（第 51/2 項追加）

情報公開日

2022 年 1 月 18 日

URL 等

<http://www.ipthailand.go.th/th/dip-law-2/item/legalpt.html>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。

